

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2007-503225(P2007-503225A)

【公表日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-007

【出願番号】特願2006-524104(P2006-524104)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

A 6 1 F 9/00 5 9 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月14日(2007.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

角膜移植植物を移植するためのシステムであって、該システムは、以下：

角膜の外側の部分を分離して、それによって角膜弁状部および角膜床部を形成するための手段であって、該角膜弁状部は、前面および後面を有し、該角膜床部は、成形された前面を有する、手段；

該角膜床部上に移植されるような構造のレンズであって、該レンズは、前面および後面を有する、レンズ；および

分離された角膜の部分をもとに戻すための手段、  
を備える、システム。

【請求項2】

前記角膜床部が、前記レンズを所定の位置に維持するような構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記角膜床部が、手術の間、前記レンズのセントレーションに役立つような構造である、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記角膜床部が、前記角膜弁状部をもとに戻す間、前記レンズの安定化に役立つような構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記成形された前面が、くぼんだ構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記成形された前面が、プラットフォーム構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記成形された前面が、溝構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記成形された前面が、レール構造である、請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記成形された前面が、橜円構造である、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 1 0】

前記成形された前面が、タブ構造である、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 1 1】

前記成形された前面が、ポスト構造である、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 1 2】

前記レンズが、中心開口部を有する、請求項 1 1 に記載のシステム。

【請求項 1 3】

前記レンズが、該レンズの縁よりも厚い中央部を有する、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 4】

前記分離するための手段が、前記角膜弁状部を形成するための角膜切開刀を備える、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 5】

前記分離するための手段が、前記角膜弁状部を形成するためのフェムト秒のレーザーシステムを備える、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 6】

前記分離するための手段が、前記レンズの後面の形状に適合するように前記成形された角膜床部を成形するような構造にさらにされている、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 7】

前記レンズの移植植物および前記角膜弁状部が、遠視を矯正する、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 8】

前記レンズの移植植物および前記角膜弁状部が、近視を矯正する、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 1 9】

前記レンズの移植植物および前記角膜弁状部が、乱視を矯正する、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 2 0】

前記レンズが 2 本の軸を有し、そして該レンズは、一方の軸において急勾配であり、もう一方の軸において平坦である、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載のシステム。